

桑名都市計画生産緑地地区の変更（桑名市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
生産緑地地区	約 3 0 . 1 ha	合計 2 0 1 地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出及びこれに伴う面積要件の欠如のあった生産緑地について、生産緑地地区の変更を行うものである。